

I 「乳用牛の飼養管理に関する指針（案）」への御意見の概要と、当該御意見への農林水産省の考え方及び指針での対応

御意見の概要	御意見への農林水産省の考え方及び指針での対応
【指針全般への御意見】	
<p>●国が指針を示すことに関する御意見</p> <p>近年、アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理が求められており、畜産物の輸出推進を図るためにも、国際基準（OIE コード）に沿った指針を発出し普及することは、推進すべきである。</p> <p>持続可能な酪農乳業産業を目指すため、アニマルウェルフェアや労働環境に着目し、その課題改善に向けて我々関係者において、議論を開始した。こうした議論を行う中で、国が乳用牛の飼養管理に関する指針を示すことは、こうした取り組みに弾みがつくものであり歓迎したい。</p>	<p>アニマルウェルフェアは、家畜を快適な環境で飼養し、家畜のストレスを減らす取組であり、科学的知見を踏まえたアニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の取組を推進してまいります。</p>
<p>● 指針の作成に際し考慮すべき事項に関する御意見</p> <p>持続可能な畜産の発展のために、アニマルウェルフェアについては OIE コードと同水準を目指すだけでは不十分であり、EU と遜色のない水準のアニマルウェルフェアの基準を設けるべきである。</p> <p>酪農には多様な飼養方式があるとともに、家族経営の小規模経営者、従業員を雇用する大規模経営者等様々な経営がある。繋ぎ飼い方式の経営や小規模な家族経営も含めた全ての経営で実行可能な指針とすべきである。</p> <p>我が国の酪農を巡る情勢が非常に厳しい中、国の指針を実行するために生産現場で新たな作業や経費が発生することのない</p>	<p>本指針は、国民のアニマルウェルフェアに関する関心の高まりに対応するとともに、畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際基準である OIE コードまで引き上げることを目指してお示しするものです。</p> <p>また、本指針は、法律に基づくものではないため、罰則を伴う「義務」を設定するものではありません。しかし、アニマルウェルフェアの国際基準である OIE コードを遵守することは、畜産経営を行う上で欠かせない基本的な事項であると考えています。本指針は、生産現場での努力や工夫により多くの事項が対応可能ですので、全ての生産者の方々に改善のための取組をお</p>

<p>ように配慮すべきである。</p>	<p>願いします。</p>
<p>アニマルウェルフェアの実現に向けては、現在の劣悪な家畜産業の環境を大きく変える必要がある。このためには、「可能な限り」「努める」といった努力義務ではなく、「義務」であると明記すべきである。</p>	
<p>畜産技術協会の「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」が一般的に普及しているため、国が示す新たな指針においても基本的には表記等を含め同内容とすると、関係者の理解が円滑に進むと考えられる。</p>	
<p>● 指針の普及に関する御意見</p>	
<p>生産現場でアニマルウェルフェアを実行するためには、酪農家のみならず、獣医師、農協、飼料メーカー、家畜輸送業者等の関係者の理解・配慮・支援が必要不可欠である。このため、酪農家をはじめ農場に出入りする業界関係者に対し、パンフレット等による分かりやすい啓発・普及活動と、行政によるこれらの関係者への主体的な指導が行われるべきである。</p>	<p>本指針の発出に当たっては、農林水産省から都道府県、関係団体等に対し幅広く周知し、指導・協力を依頼するとともに、本指針の内容を生産者等に御理解いただけるようQ&A等により、分かりやすい情報発信に努めることとしています。また、農林水産省が主催する「アニマルウェルフェアに関する意見交換会」や国の補助事業により、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の取組を推進する重要性やアニマルウェルフェアの水準の向上に伴う費用の負担の必要性について、消費者や流通関係者等に御理解いただくための努力を行っていく考えです。</p>
<p>国の指針の普及には、都道府県のほか関係団体等の協力が不可欠であることから、酪農関係団体としてもその普及に努めていく。</p>	
<p>国の指針に基づく取組みを通じて乳用牛の飼養管理技術を高め、生産性が向上することで、持続可能な酪農経営につながることを関係者に理解してもらう必要がある。</p>	
<p>消費者に対し、生産現場の実態とアニマルウェルフェアの取り組みについて、正しい理解を醸成する取り組みを実施して欲しい。</p>	
<p>飼養方式に関する対応については、畜舎の構造、施設・設備、土地の制約、近隣住民への配慮など様々な要素を考慮する必要</p>	

<p>があり、経営体ごとに工夫できることが異なるため、生産者が適切な策を講ずることができるよう、事例を示すなど適切な情報発信をすべきである。</p>	
<p>● 実施状況のモニタリングに関する御意見</p> <p>【実施が推奨される事項】については、今後、農林水産省が実施状況をモニタリングし、その結果を踏まえて達成目標年度を設定するとしているが、それらの時期を明確にするとともに、達成に向けた具体的な手法を示すべきである。</p>	
<p>国の指針の普及を開始するにあたり、酪農が現時点でどの程度指針に沿って取り組んでいるのか現状を確認し、課題を解決するための取り組みを進め改善を図っていく必要がある。</p>	
<p>酪農は、飼料価格の高騰や生乳需給緩和などにより危機的な状況に直面していることを考慮し、達成目標年度を設定すべき。</p>	
<p>【実施が推奨される事項】には、すぐに取組める事項やある程度時間をかけて工夫すれば達成出来る事項もあるが、相応の費用を要する事項や解決しなければならない課題が含まれている事項もあることを考慮して達成目標年度を設定すべきである。</p>	
<p>【指針の個別事項への御意見】</p>	
<p>第1 管理方法</p> <p>1 観察・記録</p> <p>「牛の健康状態、疾病・事故の発生の有無、泌乳の状況（乳量等）、飼料摂取量、水が適切に給与できているかどうか、最高及び最低温度、湿度等について、毎日記録をつける」との記述について、最高及び最低温度、湿度等の測定は困難であるため、「高温多湿による問題が生じていないか確認する」に改めるべきである。</p>	<p>最高及び最低温度、湿度の測定は、ヒートストレスメーター等の入手が容易な機器で対応可能であり、測定が困難との状況にはないと考えます。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>

<p>「牛の健康悪化の兆候としては、姿勢の変化、被毛の状態の変化、目やに、鼻水、下痢、食欲不振、反芻の消失、速く不規則な呼吸、持続的な咳や喘ぎ、震え、跛行等が挙げられる。」との記述に、OIE コードに沿って、「横臥時間の変化、体を丸める、過剰な毛繕い、常図的・沈鬱的その他異常な行動の表出、繁殖効率、搾乳時の拒否的な行動」を追記すべきである。</p>	<p>本記述は、牛の観察を行うことの重要性等を説明するため、兆候の主な例を記述したものであり、実際に観察を行う際に指標となる兆候については、原案では「(参考) 乳用牛の測定指標」に具体的に記述していました。しかし、御意見を踏まえ、生産者等に、本測定指標の内容を考慮すべき指針の構成項目として認識していただけよう、「(参考) 乳用牛の測定指標」とのタイトルから(参考)を削除し、本指針の他の項目と同列扱いであることを明らかにするため、「第6 乳用牛のアニマルウェルフェアの測定指標」に改めました。</p>
<p>「記録する項目としては、牛の健康状態、疾病・事故の発生の有無、泌乳の状況（乳量等）、飼料摂取量、水が適切に給与できているか どうか、最高及び最低温度、湿度等が挙げられる。」との記述について、OIE コードに沿って、「生産データ（搾乳牛頭数、出産、当該牛群への動物の移出入）だけでなく、敷料の状態、異常行動、体の汚れ、死亡率、淘汰率及び獣医学的治療の記録」を追記すべきである。</p>	<p>乳用牛の OIE コード（OIE コード「第 7.11 章 アニマルウェルフェアと乳用牛生産システム」をいう。以下、特に説明のない場合において同じ。）には、 「第 7.11.6 条の 5 床、敷料、寝床の表面及び牛舎外の用地は、良好な衛生状態及び快適性を確保し、疾病及び損傷のリスクを最小限に抑えるため、状況から必要とされる場合、清掃される。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「飼料及び水が適切に給与されているか、換気が適切に行われているか、照明に問題がないか、敷料が汚れていないか等を確認する。」に改めました。</p>
<p>「牛の健康状態、疾病・事故の発生の有無、泌乳の状況（乳量等）、飼料摂取量、水 が適切に給与できているか どうか、最高及</p>	<p>乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.4 条の 3</p>

<p>び最低温度、湿度等について、毎日記録をつける。」との記述について、OIE コードに沿って、「生産データ（搾乳牛頭数、出産、当該牛群への動物の移出入）だけでなく、敷料の状態、異常行動、体の汚れ、死亡率、淘汰率及び獣医学的治療の記録」を追記すべきである。</p>	<p>死亡率及び淘汰率並びにその原因是、毎日、毎月、毎年又は生産サイクルの主要な飼養管理活動の機会等に応じて定期的に記録される。」 「第 7.11.7 条の 1 b) 当該プログラムには、生産データ（例えば、搾乳牛頭数、出産、当該牛群への動物の移出入、乳量）、罹病率、死亡率、淘汰率及び治療の記録が含まれる。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「特に、疾病及び事故の発生の有無や発生した場合の状況について、毎日、毎月若しくは毎年又は生産サイクルの主要な飼養管理の機会等に応じて死亡率、罹病率、淘汰率を確認し、その増減の原因及び治療の内容等とともに定期的に記録する。記録する項目は、アニマルウェルフェア上の問題が生じている可能性のある行動（第 6 の 1 を参照）が見られる場合等は、状況に応じて追加する。」に改めました。</p>
<p>記録すべき事項に、「殺処分の実施者と方法」を追記すべきである。</p>	<p>別途、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」を示しており、当該指針の「第 2 農場内における家畜の安楽死に携わる者の責務」の【実施が推奨される事項】に、「安楽死が完了した後、その実施内容について記録を作成する。その際、アニマルウェルフェア、実施者の安全及び家畜衛生への影響についても記載する。」と記述しています。このため、本指針においては、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>2 牛の取扱い</p> <p>OIE コードの「家畜のと畜」に記載があるように、「その動物が応答せず移動しないときには、何か物理的もしくはその他の障害が、動物の移動を妨げていないかどうか調査すること」を追記するとともに、電気スタンガンやその他の刺激についても</p>	<p>乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 14 牛の取扱いに係る勧告は、第 7.5 章にも見られる。とりわけ痛み及び苦悩を与えるおそれのある取扱補助器具（例えば、</p>

「体の後部への使用に限定する（厳密にはEUのように後肢の筋肉にのみ）」を追記すべきである。

電気ムチ)は、極端な状況であって、当該動物が自由に動ける場合にのみ使用される。乳用牛は乳房、顔、目、鼻、肛門、性器部を含む敏感な部位を突かれてはならない。電気ムチは、子牛には使用しない（第7.3.8条の3も参照）。」

と記載されており、第7.5章の動物のと畜に関するOIEコード及び第7.3章の家畜の輸送に関するOIEコードも参照することとされています。

また、第7.5章の動物のと畜に関するOIEコードには、「第7.5.2条の1

f)のi) 追い立て棒やその他の補助具は、動物が反応しなかったり、移動に失敗した場合であっても繰り返し使用してはならない。こうした場合には、どのような物理的あるいは他の種類の障害が動物の動きを妨げているかを検証する。」

さらに、第7.3章の家畜の輸送に関するOIEコードには、「第7.3.8条の3

b) このような道具の利用は、豚や大型の反芻動物の後躯を対象とした充電式追い立て棒に限定し、目、口、耳、肛門性器部位あるいは腹部といった感受性の高い部位へは決して使用しない。」

と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「電気ムチ等の苦痛を与えるおそれのある補助器具は、他の方法が失敗した場合であって牛が自由に行動できる場合のみ後躯に使用でき、乳房、顔、目、鼻、肛門、性器等の敏感な部位に使用してはならない。追い立て棒やその他の補助具は、牛が反応しない又は移動に失敗した場合であっても繰り返し使用せず、どのような障害が牛の動きを妨げているかを検証する。」に改めました。

<p>【実施が推奨される事項】中、「手荒な扱いを避け、丁寧に取り扱う。」との記述について、OIE コードに沿って、その具体例として「尾を捻る、叩く、緊急時以外のスタンガンの使用等」を追記すべきである。</p>	<p>乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 14 牛の取扱いに係る勧告は、第 7.5 章にも見られる。(以下略)」と記載されており、第 7.5 章の動物のと畜に関する OIE コードには、 「第 7.5.2 条の 1 e) 動物は、危害、苦痛又は損傷を避ける方法で取扱う。いかなる状況であっても、動物取扱者は、動物の尾を押し潰す又は折る、目を掴む若しくは耳を引っ張るといった暴力的な行為を用いて動物を移動させてはならない。(以下略)」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「管理者及び飼養者は、牛舎内で作業をする、又は牛に近づく際、不要なストレスを与える突発的な行動を起こさず、手荒な扱いを避け、可能な限り丁寧に取り扱う。牛の尾を折る、目を掴む、耳を引っ張るといった、牛に苦痛を与える方法を用いて牛を移動させてはならない。」に改めました。</p>
<p>「視覚的なコントラストの変化」とは、どのような場面を想定しているのか、もっと具体的に記述すべきである。</p>	<p>乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 14 牛は、様々な視覚的な環境に順応できる。しかしながら、ストレス及び恐怖に対する反応を防止するために、突然の移動又は視覚的なコントラストの変化に牛を曝すことは、可能な場合は、最低限に抑えなければならない。」と記載されています。牛がストレスや恐怖を感じないように急な明暗や色彩の変化に注意して飼養管理を行っていただきたいという意図であるため、生産者等が理解しやすいよう、御意見</p>

	を踏まえ、「視覚的なコントラストの変化（急な明暗や色彩の変化）」と注釈を追記しました。
「電気拘束」はどのような行為や意味であるのか分かりづらいので、明確に記述すべきである。	電気拘束とは、動物の背骨に低電圧の電流を流して一時的に麻痺させ、自発的な運動を妨げる拘束方法です。生産者が理解しやすいよう、御意見を踏まえ、「電気拘束（低電圧の電流により麻痺させる方法）」と注釈を追記しました。
3 除角	
OIE コードに沿って、「無角牛の選択が、除角よりも望ましい」ことを追記すべきである。	我が国の乳用牛では、無角の種雄牛の供用頭数が少ないことから、記述していませんでしたが、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「除角や無角牛の選択は、特に牛舎内で群飼を行う場合に、不要な損傷の発生や流産等を防ぐ有効な手段と考えられる。」に改めました。
除角の代替措置として「角カバー」の装着があることを追記すべきである。	御意見を踏まえ、「除角に代わる方法として、角の一部を覆う「角カバー」を装着する方法もある。」との記述を追記しました。
「獣医師等」について、獣医師以外に想定している者があるなら具体的に記載すべきである。	「獣医師等」の「等」は、当該処置に係る知識と熟練した技術を有する者を想定していますが、特定の名称が使い難いことから、原案の「等」の記述の維持にご理解をお願いします。
除角の実施の時期について、OIE コードに沿って、「角芽が頭蓋骨に付着する前の適切な月齢で実施されるものとする」ことを追記すべきである。	乳用牛の OIE コードの内容を我が国の生産者が理解しやすいよう、目安となる具体的な月齢とともに、【実施が推奨される事項】に角が未発達である遅くとも生後 2 か月以内」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。
OIE コードでは、摘芽を実施する場合には、麻酔及び無痛法の使用が強く推奨されている。このため、除角する場合には、常に麻酔及び無痛法を使用するよう追記すべきである。	乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 13 a) 摘芽を実施する場合には、麻酔及び鎮痛の使用が強く推奨され、除角する場合には、常に使用される。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「実施の

	<p>時期は、確実な処置を行うため、角根部を触ると角が分かるようになる時期以降で、除角によるストレスが少ない焼きごてでの実施が可能であり、角が未発達な時期である遅くとも生後2か月以内とし、確実に保定した上で処置する。この場合、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行うことが強く推奨される。角が発達し、頭蓋骨に付着した後に除角する場合、常に獣医師による麻酔薬の投与の下で行う。」に改めました。</p>
<p>「薬品(ペースト)」に関する記載について、「薬品(ペースト)も牛に苦痛を与えることを認識しておく」ことを追記すべきである。</p>	<p>乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.7条の13</p> <p>a) 化学軟膏を使用する場合は、当該子牛の他の部位又は他の子牛への化学熱傷を避けるため、特別な注意が払われる。この方法は2週齢を超える子牛には推奨されない。」</p> <p>と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、【実施が推奨される事項】に、「薬品が付着して火傷等を起こさないよう特に注意し」と記述しており、当該記述から、本処置が牛に苦痛を与える処置であることが明確であるため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>4 断尾</p> <p>断尾は禁止すべきである。搾乳時に邪魔だからという人間本位な理由で体の一部を切断することを認めるべきではない。</p>	<p>乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.7条の13</p> <p>b) 断尾は乳用牛の健康及びアニマルウェルフェアを向上させないため、推奨されない。衛生の維持が問題である場合は、尾毛の刈り込みが、代替法として考慮される。」</p> <p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「害虫を追い払うことができなくなり、牛がストレスを感じることや、牛の健康及び</p>

	<p>アニマルウェルフェアの向上に寄与しないことから、断尾は行わない。衛生上の問題がある場合、代替法として尾毛の刈取りを検討する。」に改めました。</p>
<p>5 個体識別</p> <p>個体識別の方法として、凍結及び焼きごてによる烙印は禁止すべきである。</p>	<p>乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.7条の13 c) 凍結烙印及び焼きごてによる烙印は、代替の個体識別方法(例えば、電子的個体標識又は耳標)が存在する場合には、避ける。」 と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、【実施が推奨される事項】に、「凍結及び焼きごてによる烙印は、代替の個体識別方法が存在する場合行わない。」と記述していることから原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>6 蹄の管理</p> <p>乳用牛・肉用牛の定期的な削蹄について、(公社)日本装削蹄協会では1年に2回の削蹄を推奨しているため、現行の年1回の記述を2回に改めることが望ましいと考える。</p>	<p>乳用牛のOIEコードには、削蹄の頻度に関する記載はありません。適切な削蹄の頻度は、牛の運動量、運動場の地面や牛舎の床の状況によって異なるため、科学的根拠を持って具体的な頻度を示すことは困難なことから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>乳用牛が蹄病に罹ったりした場合、肉用牛と同様の症状がみられるため、肉用牛の指針案と同様に「姿勢が悪くなり、歩行困難になることもある。」と追記すべきである。また、「伏臥時等に(中略)乳房炎の原因にもなる。」の記述の前に「特に搾乳期では、」を追記すべきである。</p>	<p>乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.4条の2 乳房炎及び蹄、繁殖及び代謝性の疾病はまた、乳用牛の成牛にとって、とりわけ重要な動物健康上の問題である。」 「第7.11.4条の8 飼養管理の円滑化、人の安全及びアニマルウェルフェアの向上(例えば摘芽、削蹄)、並びに特定の状況に対する処置(例えば、第四胃変位)のため、乳用牛に外科的又は非外科的な処</p>

	<p>置が行われる場合がある。しかしながら、これらの処置が適切に実施されない場合、アニマルウェルフェアは損なわれ得る。」</p> <p>「第 7.11.7 条の 1</p> <p>b) 跛行は、乳用牛にとって問題となるおそれがある。動物管理者は、蹄及び爪の状態を監視し、跛行を予防する措置をとり、脚の健康を維持する。」</p> <p>「第 7.11.7 条の 2</p> <p>動物管理者は、消化不良及びその負の結果（第四胃変位、亜急性ルーメンアシドーシス、鼓張症、肝膿瘍、蹄葉炎）に関連して、牛の体格及び年齢、天候パターン、飼料組成並びに急激な飼料の変更の影響を理解する。」</p> <p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「牛の蹄は、荷重を安定させ、起立や伏臥を正常に行うために重要な部位であり、蹄が変形し、又は蹄病に罹った場合等は、姿勢が悪くなり、体重の支え方や歩様にも悪影響が生じ、歩行困難になることもある。特に泌乳期は、伏臥時等に乳房や乳頭を傷つけやすくなり、乳房炎の原因にもなるため、蹄を正常な状態に保つことが必要である。」に改めました。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

7 搾乳

初産牛を経産牛の群に入れることは、両者では体力に差があるため、初産牛にとってはストレスや事故の要因となることが知られている。したがって「初妊牛は初めての搾乳の際の事故等を予防するため、経産牛群での飼養や搾乳場所に予め慣らしておく」と追記するとともに、その科学的な根拠を明確にし、生産現場での取り組みを進めるべきである。

乳用牛の OIE コードには、

「第 7.11.7 条の 3

問題点となる分野には、敵対行為及び発情行為、未経産牛と経産牛の混合、様々な体格及び年齢の牛の同一房内の給餌、空間的ゆとりの欠如、採餌場における不十分な空間、不十分な給水及び種雄牛の混合などがある。」

「第 7.11.7 条の 12

初めて搾乳される動物に対し、特別な注意を払う。そのよう

	<p>な動物に対し、出産に先立ち、搾乳施設に馴致させておく。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「15 牛群構成及び社会的環境」に記述を追記することとし、「複数の牛群を混合した場合、闘争行動等が増加するリスクがあることを理解する。特に、未経産牛の新しい群への導入、様々な体格及び週齢の牛の混合、種雄牛の混合、空間的ゆとりの欠如、採餌場の空間及び給水の不足は、過度な闘争行動を生ずることがある。」に改めました。</p>
<p>9 繁殖</p> <p>「牛への過剰なストレスを防止するとともに、可能な限り苦痛を生じさせないよう」との記述について、可能な限り苦痛を生じさせない方法が不明確であるため、具体的な記述を追記するべきである。</p>	<p>乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 7 人工授精及び妊娠診断は、資格を有する技術者によって、痛み又は苦悩を与えない方法で実施される。」と記載されています。我が国においては、家畜改良増殖法に基づき、資格を有する獣医師や家畜人工授精師のみが家畜人工授精や家畜受精卵移植を行うことができます。資格を有する者が適期に実施することは、苦痛を緩和し過度なストレスの防止につながると考えられます。また、苦痛を生じさせない手法として、「適切な設備、器具等を用い」、「必要に応じて獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行う」旨を具体的に記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>繁殖において、体高や体格による繁殖供用開始時期の基準はあるが、体高や体格だけでなく、子宮や卵巣といった生殖器についても判断基準も必要だと思われる。また、繁殖供用開始の判断には技術的知見が必要になるため、家畜授精師等の育成が不可欠であり、そのための長期的なロードマップが必要である。</p>	<p>【実施が推奨される事項】に、「未経産牛は、出産時の母子の健康やより良いアニマルウェルフェアを確保するために十分な身体的成熟に達するまで繁殖に供してはならない。」と記述しており、「身体的成熟」には御意見の生殖器の発育も含まれますので、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>10 分娩</p>	

<p>【将来的な実施が推奨される事項】のうち、「分娩区域には、分娩の1週間程度前に移動させることが望ましい」との記述については、【実施が推奨される事項】として記載すべきである。</p>	<p>乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.7条の8 　経産牛及び未経産牛は、分娩が近づいたときには監視される。」 と記載されており、具体的な移動の時期について1週間程度前とは記載されていません。牛の妊娠期間は一般的に産次数や品種によって異なることが知られており、過去の分娩の傾向なども考慮し、家畜の飼養者が移動の時期を判断することが望ましいと考えられます。このため、御意見を踏まえ、指針案の記述を「妊娠している牛は、妊娠期間や分娩の兆候を踏まえ、分娩が始まる前の適切な時期に分娩区域に移動させる。」に改め、【実施が推奨される事項】に移動しました。</p>
<p>「新生子牛は低体温症になりやすいので、分娩区画の温度管理や換気は、新生子牛に合わせて行う。」との記述について、OIEコードに沿って、「やわらかくて乾燥した敷料及び補助的な加熱が、低温ストレスの予防に役立つ場合がある」ことを追記すべきである。</p>	<p>御意見の内容は、「分娩区画の温度管理」に含まれるものと考え記述していましたが、乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.7条 　新生子は、低体温症の影響を受けやすい。分娩区画の温度及び換気は、新生子のニーズを考慮する。やわらかくて乾燥した敷料及び補助的な加熱は、低温ストレスの予防に役立ち得る。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】に、「やわらかくて乾燥した敷料及び補助的な加熱が、低温ストレスの予防に役立つ場合がある。」との記述を追記しました。</p>
<p>【実施が推奨される事項】のうち、母牛が出産直後の子牛を舐めるリッキングは、健康な体を作るためにもストレスの緩和のためにも重要である。「リッキングのための十分な時間を確保するよう努める。」を追記すべきである。</p>	<p>乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.7条の10 　子牛を母牛から引き離すため、異なる戦略が、乳用牛生産システムにおいて活用されている。これらには、早期分離（通常出生後48時間以内）又はより段階的な分離（子牛が乳を飲み</p>

	<p>続けられるようにより長期間母牛と一緒に子牛を置く）がある。分離は、母牛及び子牛の双方にとってストレスが大きい。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「11 母子分離及び離乳」における記述を「子牛を母牛から引き離すための様々な手法が、乳用牛の生産システムにおいて活用されているが、母子分離は、母牛及び子牛の双方にストレスが大きい」に改めました。</p>
<p>11 母子分離及び離乳</p>	
<p>産後すぐに子牛を無理やり母牛から分離させることは禁止すべきである。子牛には初乳をたっぷり飲ませ、母牛のもとで健やかに育てるべきである。実際に、放牧で乳牛を飼養管理している酪農家は、母牛と子牛と一緒に育てている。</p>	<p>【実施が推奨される事項】に、「管理者及び飼養者は、母子分離について、母牛及び子牛の生理特性を十分に理解した上で、過度なストレスがかからないよう計画的に行う。」等と記述していることから、原案の維持に御理解をお願いします。</p> <p>なお、酪農では、肉用牛とは異なり、離乳前の子牛と母牛と一緒に放牧することは一般的ではなく、母子分離後に搾乳により得た初乳を哺乳瓶などで人為的に子牛にしっかり飲ませ、その後は代用乳により哺育することが広く行われています。</p>
<p>12 疾病、事故等の措置</p>	
<p>【実施が推奨される事項】のうち、「疾病・事故の記録を残し、発生頻度が高い場合は、必要に応じて獣医師等に相談し、適切</p>	<p>乳用牛の OIE コードには、農場における安楽死の方法の記録についての記載はありません。</p>

<p>な対応をとる」との記述について、農林水産省から令和3年に「農場における産業動物の適切な方法による殺処分の実施について」という畜産振興課長名の通知が出ているように、どのような場合にどのような殺処分が行われているかについて透明性が低いため、殺処分方法の記録・情報収集・情報公開を行い、農場での殺処分におけるアニマルウェルフェア向上の取組を進めることができが畜産業の信頼性の観点から必要であると考えることから「疾病・事故・殺処分方法の記録を残し」を追記すべきである。</p>	<p>本指針において安楽死は、【実施が推奨される事項】において、「農場内で安楽死させる場合、『家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針』を参照し、文書化された手順と適切な器具により、可能な限り速やかに行う。」としています。この別途示している「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」においては、「安楽死が完了した後、その実施内容について記録を作成する。」と記述していることから、本指針においては、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p> <p>なお、御意見の中で言及された通知においては、都道府県の動物愛護管理部局や畜産部局等に対し、日頃より、産業動物の適切な取扱いの確保及び虐待等の防止に係る事業者への指導助言や情報共有の徹底を図るとともに、適切な方法による安楽死が行われていない事態や飼養保管が適切でないことに起因して産業動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が認められたときは、速やかな改善を求め、改善の意志がない場合は、警察への告発を含めて厳正に対処するよう対応をお願いしています。</p>
<p>【実施が推奨される事項】のうち、「歩行困難な牛であっても、常時飲水できるようにするとともに、少なくとも1日1回は飼料を給与する。」との記述について、OIEコードに沿って「必要に応じて搾乳されるものとする。それらに対しては、日陰が施され、肉食獣から保護されるものとする」を追記すべきである。</p>	<p>乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.7条の1 b) 歩行困難牛は、常時飲水でき、少なくとも一日一回飼料が給与され、必要に応じて搾乳される。それらは、日陰が提供され、捕食動物から保護される」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「歩行困難な牛であっても、常時飲水できるようにするとともに、少なくとも1日1回は飼料を給与する。また、これらの牛に対しては、必要に応じて搾乳を行い、捕食動物から保護するとともに、日陰を提供する。」に改めました。</p>

<p>0IE コードに沿って「病原体のまん延に係る感染源及び感染経路」として、「牛・当該動物群への導入を含む、様々な導入元に由来する子牛、その他の家畜・野生生物、衛生業者を含む人、設備・器具及び施設、輸送手段、空気、給水・飼料及び敷料、堆肥・排せつ物及び死亡畜処理、精液及び受精卵」を追記すべきである。</p>	<p>「病原体のまん延に係る主な感染源及び感染経路」については、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」に記載されており、本指針においては、【実施が推奨される事項】に、「家畜伝染病予防法に基づく『飼養衛生管理基準』を遵守する」と記述済みであり、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>【実施が推奨される事項】のうち、「管理者等が牛舎に出入りする場合等においては、適切に消毒する。」との記述について、「消毒槽の有効濃度の維持」を追記すべきである。</p>	<p>十分な消毒の効果を得るためには、消毒槽内の消毒液の有効濃度のみならず、消毒する物からの泥や有機物の除去、消毒後の再汚染防止などが必要です。このため、「消毒槽内の有効濃度の維持」だけを記述すると、それ以外の十分な消毒の効果を得るための行為（例えば、消毒後の再汚染防止等）がなくとも良いとの誤解を与えかねないことから、「適切に消毒」と記述したものであり、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p> <p>なお、農林水産省では、別途、「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き（都道府県による指導用）（令和4年10月3日一部改訂）」において、消毒に関する留意事項を解説しています。</p>
<p>畜舎で猫を飼っているところがSNS等で見られるため、飼養衛生管理基準には「猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育は禁止する」との記載があることから、同様な記述を追記すべきである。</p>	<p>「飼養衛生管理基準」には、 「11 愛玩動物の飼育禁止 猫等の愛玩動物について、衛生管理区域内への持込み及び衛生管理区域内での飼育をしないこと。」</p> <p>と記載されています。このため、【実施が推奨される事項】に、「家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」を遵守する」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>15 牛群構成及び社会的環境</p> <p>「闘争行動等が増加するリスク」の原因として、0IE コードに沿って、「高い飼養密度、不十分な飼場のスペース、不十分な水へのアクセスがあること」を追記すべきである。</p>	<p>乳用牛の0IE コードには、 「第7.11.7条の3 問題点となる分野には、敵対行為及び発情行為、未経産牛と</p>

	<p>経産牛の混合、様々な体格及び週齢の牛の同一房内での給餌、空間的ゆとりの欠如、採餌場における不十分な空間、不十分な給水不足並びに種雄牛の混合などがある。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「複数の牛群を混合した場合、闘争行動等が増加するリスクがあることを理解する。特に、未経産牛の新しい群への導入、様々な体格及び週齢の牛の混合、種雄牛の混合、空間的ゆとりの欠如、採餌場の空間及び給水の不足は、過度な闘争行動を生ずることがある。」に改めました。</p>
<p>0IE コードに沿って、「適切な囲い込みによって、牛の不適切な混合によって生じる可能性のある動物福祉の問題を最小限に抑えるものとすること」を追記すべきである。</p>	<p>乳用牛の 0IE コードには、 「第 7.11.7 条の 3 家畜飼養管理者は、不適切な牛群の混合（例えば、新しい牛群への未経産牛の導入、異なる栄養要求にある異なる育成ステージの動物の混合）により引き起こされるおそれのあるアニマルウェルフェア上の問題を認識し、それらを最小限に抑えるための適切な措置を提供する。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「複数の牛群を混合した場合、闘争行動等が増加するリスクがあることを理解する。特に、未経産牛の新しい群への導入、様々な体格及び週齢の牛の混合、種雄牛の混合、空間的ゆとりの欠如、採餌場の空間及び給水の不足は、過度な闘争行動を生ずることがある。このため、過度な闘争行動やマウンティングが見られる牛は、必要に応じ、適切な囲い込みによって、当該牛群から移動させる等、アニマルウェルフェア上の問題が可能な限り小さくなるよう対応する。」に改めました。</p>
<p>「その際、相互に耳、 乳首、 外部生殖器、 尾などを吸い合う</p>	<p>乳用牛の 0IE コードには、</p>

<p>行動を監視し、その発生防止措置を講ずる」との記述について、OIE コードに沿って、「おしゃぶり措置の提供」を追記すべきである。</p>	<p>「第 7.11.7 条の 11 後継牛は、相互に吸い合う行動を監視され、その発生を防止するための適切な措置（例えば、おしゃぶり器具の提供、給餌業務の見直し又は変更、その他の環境改善の提供）がとられる。」</p>
<p>子牛・育成牛の臍吸い等の「クロスサッキング cross-sucking」の異常行動は、アニマルウェルフェアの欠如が原因であるか不明である。「クロスサッキング cross-sucking」の発生機序の科学的根拠を明確にした上で、対応策（例：空ニップルの設置 P16）を講じる必要があると考える。</p>	<p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「その際、相互に耳、乳首、外部生殖器、尾等を吸い合う行動がないか監視し、その発生防止のため、例えば、空ニップルの設置、給餌業務の見直し又は変更、その他飼養環境の改善等の措置を講ずる。」に改めました。</p>
<p>16 管理者等のアニマルウェルフェアへの理解等の促進</p> <p>「経営者、従業員、外部作業者が十分なアニマルウェルフェアの手技や指針の内容の習得についてトレーニングを受けることとともに、理解が不足している場合には現場に関わらせない」ことを追記すべきである。</p>	<p>乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条 良好な動物管理業務は、許容可能なアニマルウェルフェアの水準を提供するために非常に重要である。乳用牛の取扱い及び飼養に従事する者は、乳用牛の行動、取扱い、健康、バイオセキュリティ、生理学的 requirement 及びアニマルウェルフェアに関する必要な実用的な技術及び知識を身に付けるために関連する経験又は研修により、適切な能力を備える。牛の健康及びアニマルウェルフェアを確保するため、十分な数の動物管理者を置く。」</p> <p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「管理者及び飼養者は、牛の行動、取扱い、健康、バイオセキュリティ、生理学的 requirement 及びアニマルウェルフェアに関する実用的な知識（疾病又は苦痛の初期における特有の兆候、例えば、咳、眼漏、乳の性状の変化、運動行動の変化等や、飼料や水の摂取量の減少、体重やボ</p>

	<p>ディコンディションの変化、行動の変化や外見の異常等の非特異的な兆候を承知している等)と技術を身に付けるための適切な経験を積む、又は研修を受けることにより、これらのアニマルウェルフェアの指標及びその改善方法について知識と技術を習得し、適性を有する。特に、歩行困難牛、出産したばかりの牛及び慢性疾病への罹患や損傷が疑われる牛を識別し、適切に管理する知識と技術を習得するとともに、(以下略)」に改めました。</p>
<p>第2 栄養</p> <p>1 必要栄養量・飲水量</p> <p>0IEコードに沿って「牛の大きさ、年齢、気候、飼料組成、突然の餌の変更が、消化不良及びその他悪影響（第四胃変位、亜急性ルーメンアシドーシス、誇張症、肝臓病、蹄葉炎）を引き起こすことを理解しておくものとする。」を追記すべきである。</p>	<p>乳用牛の0IEコードには、 「第7.11.7条の2 動物管理者は、消化不良及びその負の結果（第四胃変位、亜急性ルーメンアシドーシス、鼓張症、肝臓病、蹄葉炎）に関する、牛の体格及び週齢、天候パターン、飼料組成並びに急激な飼料の変更の影響を理解する。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】に、「牛の管理者又は飼養者は、第四胃変位、ルーメンアシドーシス、鼓張症、肝臓病、蹄葉炎に関して、牛の体格、年齢、天候、飼料組成やその急激な変更の影響を理解し、(以下略)」との記述を追記しました。</p>
<p>【実施が推奨される事項】に、0IEコードに沿って、「飼料の補充がない場合、と畜、販売、移転または安楽死を含め、飢餓を避ける手順を踏むものとする」を追記すべきである。</p>	<p>乳用牛の0IEコードには、 「第7.11.7条の16 災害（例えば、地震、火事、干ばつ、洪水、暴風雪、ハリケーン）の影響を最小限に抑え、緩和するための計画が整備されている。そのような計画には、避難手順、高台の確認、緊急用の飼料及び水の備蓄、必要に応じた淘汰及び人道的殺処分が含まれる場合がある。」</p>

	<p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「第5 アニマルウェルフェアの状態確認等」の「3 緊急時の対応」の【実施が推奨される事項】に、「飢餓を予防するために牛の頭数を削減する際には、移転、販売、と畜又は安楽死等の手段をとる。」との記述を追記しました。</p>
<p>2 飼料・水の品質の確保</p> <p>「新規の粗飼料等を導入する際は、徐々に導入するようにし、嗜好性の良い粗飼料をいつでも摂取できるようにしておく」との記述について、現在、飼料価格が高騰するとともに、嗜好性の良い粗飼料が手に入りづらい状況にあるので、記載内容を工夫すべきである。</p>	<p>飼料の急激な変更を避けることは、飼養管理の基本であると考えています。また、牛の健康を維持する上では良質な粗飼料の給与が重要であるため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>【実施が推奨される事項】のうち、「給餌器や給水器の定期的なチェック及び清掃を行う」との記述について、「毎日のチェックと清掃」等具体的な頻度を記載すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「飼槽や給水器は、清掃が容易な構造であり、機器の製造メーカーの推奨する頻度を考慮して、定期的に点検や清掃を行う等、適切に維持する。」に改めました。</p>
<p>4 初乳及び子牛の給餌</p> <p>【実施が推奨される事項】に、「OIE コードに沿って「子牛は、可能な場合には、誕生後少なくとも 5 日間は初乳又はそれに相当するものを継続的に与えられるものとする」を追記すべきである。</p>	<p>乳用牛の OIE コードには、御意見のような記述はありませんが、 「第 7.11.7 条の 9 動物管理者は、受動免疫を与えるため、子牛が出生後 24 時間以内に十分な品質の初乳を十分な量摂取することを確保する。初乳は、出生後最初の 6 時間以内に摂取された場合に最も有益である。」 と記載されています。 また、「1 必要栄養量・飲水量」の【実施が推奨される事項】に、「必要な栄養素の種類とその量について、「日本飼養標準—乳牛」、「日本標準飼料成分表」等を参照する」と記述しており、「日本飼養標準—乳牛」には、「実際の給与法として、新生子牛</p>

	<p>には、生後 24 時間以内、できれば 12 時間以内に可能な限り多くの初乳を与え、最低でも 3 日間は移行乳（分娩後 24 時間～72 時間以内に搾乳された乳）を与える。人工哺乳は自然哺乳に比べ哺乳量が正確に把握できる。」等と記載されています。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>仔牛の胃の発達、下痢、口部の異常行動につながるので「口の異常な動きを減少させるため（壁やパイプを吸ったり舐めたりし続ける）哺乳瓶のニップルの先を大きく切ることなく、少しずつ飲ませるようにする。また、同様な理由により、早い時期からのバケツで直接飲ませる方法は避ける。」を追記すべきである。</p>	<p>「1 必要栄養量・飲水量」の【実施が推奨される事項】に、「必要な栄養素の種類とその量について、「日本飼養標準—乳牛」、「日本標準飼料成分表」等を参照する。」と記述しており、「日本飼養標準—乳牛」の「4. 2 哺育から離乳までの飼養」においては、</p> <p>「4. 2. 1 哺育期の飼養</p> <p>哺乳方法としてはバケツ哺乳でも乳首を用いても良いが、衛生管理上からは洗浄が容易な哺乳バケツが良い。ほ乳瓶を用いた場合、乳首の穴を小さくして摂取させると摂取後の異常行動（なめ合い、壁に向かって哺乳行動をとる等）が少くなり、満腹感に影響するといわれている。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「哺乳に当たって、通常のバケツで飲ませるとミルクが第一胃に流れ込み、消化不良や鼓腸症になる可能性があるため、哺乳バケツ又は哺乳瓶を用いることが望ましい。しかし、衛生管理上は洗浄が容易な哺乳バケツが望ましい。哺乳瓶を用いる場合、乳首の穴を小さくして摂取させると満腹感に影響し、摂取後の異常行動（なめ合い、壁に向かって哺乳行動をとる等）が少なくなるといわれている。」に改めました。</p> <p>なお、省力化や飼養管理の高度化のため、国の補助事業により哺乳ロボットの導入への助成も行っているところであり、哺乳ロボットの普及によっても現場の改善を図っていく考えで</p>

	す。
第3 牛舎	<p>「野生動物、ネズミ、ハエ等の有害動物の侵入や発生を抑制するよう設計し、管理する」との記述について、「設計し、管理する」との記述は、牛舎の建て替えや改修をしなければならないと誤解されることのないよう、記載内容を工夫すべきである。</p> <p>牛舎にも消防法を適用し、規模に応じて自動消火設備の設置を義務づけるべきである。</p>
	<p>本指針は、必ずしも牛舎の建て替えや改修を要求するものではありませんが、牛舎を新たに建築又は改修する際の、設計や補修に当たっての留意事項を記述したものであることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p> <p>「建築基準法」(昭和25年法律第201号)又は「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」(令和3年法律第34号)に基づいて建築した畜舎であれば、「消防法」(昭和23年法律第186号)が適用されることとなり、消防用設備については、「消防法」に基づき、当然に必要な設備を備えておくことが義務となります。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
1 飼養方式	<p>0IEコードに沿って、敷料が清潔な状態で管理されるよう「床材、敷料、寝床の表面及び舎外の追い込み柵は、良好な衛生状態、快適性を確保し、疾病及び損傷のリスクを最小限に抑えるため、契約に定められたとおり、清掃されるものとする」、「わら、砂、又はゴムマット、碎ゴム充填マットレス、ウォーターベッド等その他の敷料システムにおいては、当該敷料は、適切なもの(たとえば、衛生的で非毒性のもの)であって、清潔で、乾燥した、快適な横臥場所を牛に提供するように維持されるものとする」を追記すべきである。</p> <p>乳用牛の0IEコードには、 「第7.11.6条の5</p> <p>床、敷料、寝床の表面及び牛舎外の用地は、良好な衛生状態及び快適さを確保し、疾病及び損傷のリスクを最小限に抑えるため、状況が必要とする場合、清掃される。(略)</p> <p>わら、砂、又はその他の敷料のシステム(ゴムマット、碎ゴム充填マットレス、ウォーターベッド等)では、敷料は適切なもの(たとえば、衛生的で非毒性のもの)であり、清潔で乾燥した快適な横臥場所を牛に提供するように維持される。」</p> <p>と記載されています。御意見での敷料の清潔な管理について具体的に記述されている乳用牛の0IEコードの内容は、既に、「2構造・設備」の【実施が推奨される事項】に、「わら、砂、おが粉、ゴムマット等の敷料は、衛生的で非毒性である等適切なものを使用し、適切に追加し、交換することにより清潔で乾燥</p>

	<p>した快適な横臥場所を牛に提供し、その状態を維持する。」と記述しています。また、牛舎等の清掃について総論的に記述されている乳用牛のOIEコードの内容については、「第1 管理方法」の「13 牛舎等の清掃・消毒」において、既に「牛に快適な環境を提供することは、良好な衛生状態を確保し、疾病及び損傷のリスクを可能な限り小さく抑えることにつながる。」と記述し、「床、敷料、寝床の表面及び牛舎外の用地は、良好な衛生状態を確保し、疫病及び損傷のリスクを可能な限り小さく抑えるため、必要に応じて清掃する。」と記述を改めたところであり、記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>(1) 繋ぎ飼い方式</p> <p>【将来実施が推奨される事項】に「搾乳牛を24時間常時繋ぎ飼いにしてはいけない。」を追記すべきである。</p>	<p>乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.3条の1 1 舎飼 これらは、牛が屋内又は屋外において、形成された表面の上で飼養され、動物が必要とする基本的なもの、例えば飼料、収容場所、水などの提供を人に完全に依存しているシステムである。牛舎の種類は、環境、気候条件及び管理システムに依拠する。この舎飼システムでは、動物は、拘束されていないか又は繋がれて収容されている。」 「第7.11.6条の5 タイストール牛舎で飼養されている牛は、アニマルウェルフェア上の問題を防止するため、繋がれずに十分な運動ができるようにする。」 と記載されており、繋ぎ飼い自体は否定されておらず認められています。また、【実施が推奨される事項】に、「繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、アニマルウェルフェア上の問題を防止するため、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする。」</p>

	<p>と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>「牛を繋ぐ場合は、最低限、横臥し、起立し、自然な姿勢を維持し、邪魔されることなく毛繕いができるようにする」との記載について、毛繕いのみが邪魔されることなくという形容詞にかかっているが、すべての行動が妨げられてはならないことが明確になるよう、OIE コードに沿って、「牛を繋ぐ場合は、最低限、妨げられることなく、横臥し、起立し、自然な姿勢を維持し、毛繕いができるようにする」に改めるべきである。とすること。</p>	<p>乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.6 条の 5 牛が、舎内又は舎外にかかるわらず、繋がれていなければならぬ場合は、最低限、妨げられることなく横臥し、立ち上がり、自然な姿勢を維持し、毛繕いができるようにする。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】を、「牛を繋ぐ場合、アニマルウェルフェア上の問題が発生するリスクが高まることを認識し、最低限、妨げられることなく、横臥し、起立し、自然な姿勢を維持し、毛繕いができるようにする。」に改めました。</p>
<p>【実施が推奨される事項】に「清潔な敷料の管理」に関する記述を追記すべきである。</p>	<p>「2 構造・設備」の【実施が推奨される事項】に、「わら、砂、おが粉、ゴムマット等の敷料は、衛生的で非毒性である等適切なものを使用し、適切に追加し、交換することにより清潔で乾燥した快適な横臥場所を牛に提供し、その状態を維持する。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>OIE コードに沿って、「家畜飼養管理者は、牛が繋がれている場合には、ウェルフェア上の問題のリスクが高まることを認識しておくものとする。」を追記すべきである。</p>	<p>乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.6 条の 5 動物管理者は、牛が繋がれている場合の、アニマルウェルフェア上の問題のより高いリスクを認識する。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「牛を繋ぐ場合、アニマルウェルフェア上の問題が発生するリスクが高まることを認識し、(以下略)」に改めました。</p>
<p>「繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、アニマルウェルフェア上の問題を防止するため、繋がっていない状態で運動が十分に</p>	<p>乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.6 条の 5</p>

<p>できるようとする。」との記述について、「運動の頻度は1日1回以上とする」と追記すべきである。</p>	<p>タイストール牛舎で飼養されている牛は、ウェルフェア上の問題を防止するため、繋がれずに十分な運動ができるようになる。」と記載されており、具体的な運動の頻度については記載がありません。「十分な」とは、牛がストレスを解消できるようにということであると理解しており、具体的には、アニマルウェルフェア上の問題がある可能性のある行動が見られるかどうかなどにより判断すべきものと考えていることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>「屋外でつながれている場合には、歩くことができるようする。」との記述について、OIEコードに沿って「展開及び歩行 (turn around and walk) できるものとする」に修正すべきである。</p>	<p>乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.6条の5 　野外で繋がれている場合には、歩くことができるようする。」 肉用牛のOIEコードには、 「第7.9.5条の3 i) 繋がれて飼養されている牛は、最低限、横臥できるものとし、もし屋外で繋がれている場合は、向きを変え、及び歩くことができるようになる。」 と記載されています。乳用牛のOIEコードには御意見のような記載はありませんが、肉用牛のOIEコードの記載内容を参考に、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「屋外で繋がれている場合、身体の向きを変えることや歩くことができるようになる。」に改めました。</p>
<p>「繋ぎ飼い方式で飼われている牛は、～繋がれていない状態で運動ができるようする」との記述について、「十分に」の定義が不明瞭である。また、Q&Aで「それぞれの経営内で工夫して運動の機会を確保するよう努めてください」と説明しているが、繋ぎ牛舎で運動を促す場合、生産者の安全性も考</p>	<p>乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.6条の5 　タイストール牛舎で飼養されている牛は、ウェルフェア上の問題を防止するため、繋がれずに十分な運動ができるようになる。」</p>

<p>慮し、人が事故なく作業できる管理方法を確立するとともに、科学的根拠にもとづいた運動の頻度の基準を示すべきである。その際、周辺環境によっては運動が牛に逆にストレスを与える場合もあることや牛舎の構造や農場の広さ、従事者数等の都合により、どうしても運動をさせることができない農場もあることに留意すべきである。</p>	<p>と記載されています。「十分に」とは、牛がストレスを解消できるようにということであると理解しており、具体的には、アニマルウェルフェア上の問題がある可能性のある行動が見られるかどうかなどにより判断すべきものと考えていることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p> <p>また、Q&Aについては、それぞれの酪農経営により状況が異なる中で、国が示した指針の基準を速やかに満たすことが難しいことを理由に取組自体を断念するのではなく、出来る取組から始めていただき、徐々に改善していただきたいとの意図からお示ししたものです。</p> <p>なお、国においても補助事業を活用し、搾乳牛の運動欲求に及ぼす運動場の効果や生産性への影響を調査しているところです。</p>
<p>「カウトレーナーを使用する場合には、適切な方法で設置・使用する」との記述について、OIE コードに沿って、「適切な保守を行うこと」を追記すべきである。更に、カウトレーナーを使用しなくてはならない飼養方法そのものの禁止を検討すべきである。</p>	<p>乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.6 条の 6</p> <p>動物の行動を管理するために設計された帶電機器（例えば、カウトレーナー）は、適切に設計、使用及び維持されていない場合は、ウェルフェア上の問題を引き起こすおそれがある。」</p> <p>と記載されており、カウトレーナー自体の使用は否定されておらず認められています。このため、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】を、「カウトレーナーを使用する場合、適切な方法で設置し、使用するとともに、機器の製造メーカーの推奨する頻度を考慮して、適切に保守を行う。」に改めました。</p>
<p>スタンチョンストールは著しく牛を拘束するため、その使用を禁止すべきである。</p>	<p>乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.3 条</p> <p>1 舎飼</p> <p>これらは、牛が屋内又は屋外において、形成された表面の上</p>

	<p>で飼養され、基本的な動物が必要とするもの、例えば飼料、収容場所、水などの提供を人に完全に依存しているシステムである。牛舎の種類は、環境、気候条件及び管理システムに依拠する。この舎飼システムでは、動物は、拘束されていないか又は繋がれて収容されている。」</p> <p>と記載されており、スタンチョンストールを含む、繋いで収容する方式自体は否定されていません。また、スタンチョンストールを含む繋ぎ飼い方式において、アニマルウェルフェアの観点から【実施が推奨される事項】に「牛を繋ぐ場合、アニマルウェルフェア上の問題が発生するリスクが高まることを認識し、最低限、妨げられることなく、横臥し、起立し、自然な姿勢を維持し、毛繕いができるようにする。」と記述したところであり、御理解をお願いします。</p>
<p>(2) 放し飼い方式</p> <p>「放牧」や「放し飼い」には、屋外での放し飼いが含まれ、定義が曖昧であることから、「牛舎内での放し飼い」と記述を改めるべきである。</p>	<p>「(2) 放し飼い方式」と「(3) 放牧方式」に区分していますが、放し飼い方式には牛舎内だけでなく屋外のパドックで終日飼養する場合も含まれると解されることから、「牛舎内での放し飼い」とすることは適当ではないと考えています。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>【実施が推奨される事項】のうち、「飼養密度が高い場合」の記述について、アニマルウェルフェアを考慮すると、飼養密度を高くしてはいけないので、この記述全体を削除すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「牛が自由に行動することにより、牛同士の闘争や競合による損傷が発生する可能性があるため、よく観察とともに、飼養密度や牛群の編成に注意する。」に改めました。</p>
<p>【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って「清潔な敷料の管理」を追記すべきである。</p>	<p>「2 構造・設備」の【実施が推奨される事項】において、既に「わら、砂、おが粉、ゴムマット等の敷料は、衛生的で非毒性である等適切なものを使用し、適切に追加し、交換することにより清潔で乾燥した快適な横臥場所を牛に提供し、その状態を維持する。」と記述していることから、原案の記述の維持に、御</p>

<p>「放し飼い方式」は、現在、我が国の酪農で最も主流である「フリーストール・フリーバーン」方式を示しているものと理解するが、その説明やこの飼養管理方式の特徴の記述が不十分である。また、子牛のカウハッチによる飼養や育成牛の群飼における留意点や注意事項等についても記述が必要である。</p>	<p>理解をお願いします。</p> <p>御意見を踏まえ、「放し飼い方式」にはフリーストールやフリーバーン等で終日飼養する場合も含まれると解されることから、「フリーストールやフリーバーン等における飼養が含まれる。」との記述を追記しました。また、子牛の飼養や育成牛の群飼における留意点等については、「第1 管理方法」の「15 牛群構成及び社会的環境」及び「第2 栄養」の「4 初乳及び子牛の給餌」に記述しています。さらに御意見を踏まえ、「第3 牛舎」の「3 飼養空間」に記述を追記することとし、「子牛は、単独又は群房かに関わらず、快適に身体の向きを変え、休息し、起立し、毛繕いができる十分な空間を与えられるとともに、他の牛の姿を見られる状態にする。」に改めました。</p> <p>また、乳用牛のOIEコードには、特定の飼養方式に対するアニマルウェルフェア上の特徴や評価に関する記載はなく、OIEコードに記載がない中で、どの飼養方式が優れているのか本指針において示すことは適切ではないことから、飼養方式の特徴や評価に関する記述は削除しました。</p>
<p>(3) 放牧方式</p> <p>放牧は、環境負荷の低減や持続可能な畜産の展開のみならず、アニマルウェルフェアの観点からも優れており、今後とも推進していく必要があるが、「乳用牛の飼養管理に関する指針(案)」、「肉用牛の飼養管理に関する指針(案)」の放牧に関する記述は、相対的にデメリットが多いような誤解を与えかねない印象がある。このため、「運動によって筋肉や骨格が鍛えられ、しっかりした肢蹄の形成が促進される。」及び「日光を浴びることでビタミンDの形成が促される。」とのメリットを追記すべきである。</p> <p>肉用牛の指針案には「適度な運動により繁殖性が改善される」</p>	<p>乳用牛のOIEコードには、特定の飼養方式に対するアニマルウェルフェア上の特徴や評価に関する記載はなく、OIEコードに記載がない中で、どの飼養方式が優れているのか本指針において示すことは適切ではないことから、飼養方式の特徴や評価に関する記述は削除しました。</p>

<p>との記述があるが、乳用牛についても同様な記述を追記すべきである。</p>	
<h3>3 飼養空間</h3>	
<p>「1頭を収容できる必要最小面積の目安は、通常、必要面積 (m²) = 係数 a × 体重 (kg)^{0.67} で算出される」との記述について、「この数値は最低の面積であり、アニマルウェルフェアを確保するためにはより広い面積が必要である」と追記すべきである。</p>	<p>本計算式で算出される面積はあくまで目安であり、必要な飼養空間は、飼養される牛の品種や体重、牛舎の構造、飼養方式等によって変動するため、適切な水準について一律に言及することは困難ですが、重要なことは、管理者等が牛をよく観察し、飼養空間が適当であるかどうかを判断することです。また、OIE コードにおいては、全畜種において、飼養面積について具体的な数値を示していないことから、御意見を踏まえ、「3 飼養空間」の記述を改めるとともに、付録IV及び付録Vを削除しました。</p>
<p>「その際、フリーストールの牛床は、例えば長さ、幅及び高さは、最も大きな牛のサイズに合ったものとするなど、牛が堅固な床面の上に快適に立ち、横臥できるようとする。」との記述について、OIE コードに沿って「困難なく毛繕いするのに十分な空間が設けられるものとする」を追記すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】を、「同じ牛群の全ての牛に対して、妨げられることなく、同時に横臥し、休息し、起立し、毛繕いするために十分な空間を与える。」に改めました。」に改めました。</p>
<p>「ほ育期にロープ等による繫留を行う場合は、容易に横になつたり、立ち上がつたり、毛繕いができる長さを確保する。」との記述は、OIE コードに沿って、「個別に又は群飼房で育成されるかにかかわらず、各仔牛は、快適に回転し、休息し、起立し、毛繕いを行い、他の動物が目に入る十分な空間を有するものとする」に変更すべきである。</p>	<p>乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 11 単独又は群房で育成されるかにかかわらず、各子牛には、快適に体の向きを変え、休息し、起立し、毛繕いを行い、他の動物が目に入る十分な空間を与える。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】を、「子牛は、単独又は群房かにかかわらず、快適に身体の向きを変え、休息し、起立し、毛繕いができる十分な空間を与えられるとともに、他の牛の姿を見られる状態にする。」に改めました。</p>
<p>「育成牛は空間的ゆとりが体重増加に影響」との記述について</p>	<p>乳用牛の OIE コードには、</p>

て、意図するところが分かりにくいので、記述を改めるべきである。	<p>「第 7.11.7 条の 4 不十分及び不適切な空間的ゆとりは、損傷の発生を増加させ、成長速度、飼料効率、運動、休息、摂食及び飲水等の行動に悪影響を与えることがある。 育成中の動物の場合は、空間的ゆとりは、体重増加に悪影響を与えることがないように管理される。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】を、「育成牛に対して飼養空間が不適切な場合、体重増加に悪影響が及ぶことがあり、そのようなことがないよう管理する。」に改めました。</p>
---------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第 4 牛舎の環境

1 熱環境

「牛の快適性は、温度だけでなく、湿度、日射、風速、換気方法、泌乳能力等の影響も受けるため、牛をよく観察し、快適性を維持することが重要である。」との記述について、OIE コードに沿って、「飼育密度、品種、月齢、体型、代謝率など」動物側の要因を追記すべきである。

乳用牛の OIE コードには、
「第 7.11.6 条の 1
a) 牛にとっての高温ストレスのリスクは、気温、相対湿度、風速、飼養密度（動物当たりに利用可能な面積及び体積）、利用可能な日陰を含む環境的要因、品種、週齢、ボディコンディション、代謝率及び泌乳段ステージ、被毛の色及び密度等を含む動物側要因により影響を受ける。」

と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「牛の快適性は、気温、湿度、風、日射、換気方法、飼養密度等の環境的な要因と、品種、年齢、ボディコンディション、泌乳能力、代謝率、泌乳ステージ、毛の色・密度等の牛側の要因による影響を受けるため、牛をよく観察し、快適性を維持することが重要である。」に改めました。

「牛にとって暑すぎる環境で、呼吸数の増加、食欲の減退、乳量・乳質の低下、繁殖成績の低下等が観察される場合は」との記述について、その対策に、OIE コードに沿って、「飼育密度の

乳用牛の OIE コードには、
「第 7.11.6 条の 1
a) 動物管理者は、高温ストレスのリスクが非常に高い水準

<p>緩和、追加の水の入手」を追記すべきである。</p>	<p>に達する場合は、追加的な水へのアクセスを優先し、日陰、扇風機の準備、飼養密度の減少、地域の状況にとって適切な冷却装置の準備を含む、緊急時行動計画を設ける。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「牛にとって暑すぎる環境で、(中略)十分な飲水を給与し、(中略)飼養密度の緩和等の暑熱対策を講じることとし、」に改めました。</p>
<p>低体温ストレスを受けている牛に追加飼料を給餌することは、他の疾病のリスクや、別のストレスを引き起こす可能性があることに言及すべきである。</p>	<p>乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.6条の1 b) 極端に寒い気象条件においては、動物管理者は、牛に収容場所、適切な飼料及び水を与える緊急時行動計画を設ける。」と記載されています。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>2 換気</p> <p>OIEコードに沿って、「空気の組成は、動物の密度、牛の体格、床、敷料、糞尿の管理、畜舎設計及び換気システムに影響される」を追記すべきである。</p>	<p>乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.6条の3 空気の組成は、動物の密度、牛の体格、床、敷料、糞尿の管理、牛舎の設計及び換気システムにより影響される。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「空気の組成は、飼養密度、牛の体格、床、敷料、排せつ物の管理、牛舎の設計及び換気システムに影響される。」との記述を追記しました。</p>
<p>【実施が推奨される事項】のうち、「(25ppmを超える状態)」との記述について、25ppmは限界値であり基準とすべきではないので、「15ppm」程度を目安として示すことが適当である。</p>	<p>乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.6条の3 適切な換気は、牛の効果的な放熱及び牛舎単位内における糞尿及び粉塵から発生するものを含む排出ガス(例えば、アンモニア及び硫化水素)の蓄積を防ぐために重要である。非開放型牛舎内におけるアンモニア濃度は、25ppmを超えない。」</p>

	<p>と記載されています。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
【実施が推奨される事項】のうち、「換気や排せつ物の除去を徹底する」との記述について、「敷料管理」を追記すべきである。	<p>御意見については、原案において既に、「第3 牛舎」の「2 構造・設備」の【実施が推奨される事項】に、「わら、砂、おが粉、ゴムマット等の敷料は、衛生的で非毒性である等適切なものを使用し、適切に追加し、交換することにより清潔で乾燥した快適な横臥場所を牛に提供し、その状態を維持する。」と記述していることから、原案の維持に御理解をお願いします。</p>
4 騒音	<p>【実施が推奨される事項】のうち、「騒音は、可能な限り小さくする。」との記述について、騒音についても臭気と同様に具体的な目安となる数値を示すべきである。</p>
【将来的に実施が推奨される事項】のうち、「絶え間ない騒音や突然の騒音は避けるよう努める。」との記述について、「努める」を削除し、【実施が推奨される事項】として記載すべきである。	<p>乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.6条の4 牛は、様々な程度及び種類の騒音に順応可能である。ただし、ストレス及び恐怖反応を防ぐため、人によるものを含む突然の予期せぬ騒音に牛を曝すことは、可能な場合は、最小限に抑える。換気扇、警報器、給餌機又はその他の屋内又は屋外の設備は、騒音を最小限にするよう、建設、設置、運用及び維持される。」 と記載されており、具体的な数値は示されていません。このため、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p> <p>乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.6条の4 牛は、様々な程度及び種類の騒音に順応可能である。ただし、ストレス及び恐怖反応を防ぐため、人によるものを含む突然の予期せぬ騒音に牛を曝すことは、可能な場合は、最小限に抑える。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】に、「ストレス及び恐怖反応を防止するため、人によるものを含む、突然の予期せぬ大きな騒音に牛を曝すことを、</p>

	可能な場合、最小限に抑える。」との記述を追記しました。
第5 アニマルウェルフェアの状態確認等 2 設備の点検・管理	<p>【実施が推奨される事項】に、「畜舎火災が起こった際は、原因を公表し、業界全体への注意喚起に貢献する」ことを記載すべきである。</p> <p>アニマルウェルフェアの観点から火災原因の公表を求めることは困難ですが、今後、牛舎の火災の原因について関係者への注意喚起が必要であると考えられるケースが発生した場合には、畜産振興課長通知の発出や全国畜産課長会議等により情報共有を図るなど、業界全体への注意喚起を図ってまいります。</p>
3 緊急時の対応	<p>豚のOIEコードには、避難計画について、「避難手順、高台の確認、不具合を検出する警報器、予備用発電機、主なサービス事業者の連絡先情報、農場の貯水能力、水運搬サービスの利用、適切な農場内飼料保管及び代替飼料の供給、緊急備蓄飼料及び水の供給」を含むこととされていることから、乳用牛についてもこの内容を追記すべきである。</p> <p>乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.6条の7 電気、水及び飼料の供給システムの機能停止は、アニマルウェルフェアを損ねるおそれがある。酪農生産者は、これらシステムの機能停止を補う緊急時計画を整備する。当該計画には、不具合を検出する警報器、予備用発電機、重要なサービス提供者の連絡先情報、農場の貯水能力、水運搬サービスの利用、適切な農場内飼料保管、代替飼料の供給及び第7.6章に従った緊急的な動物の殺処分が含まれる。 緊急時の予防的措置は、結果に基づくものではなく、原因に基づくものとする。緊急時計画は、避難計画を含み、文書化され、すべての関係者に伝達される。警報及び予備用システムは、定期的に点検される。」 「第7.11.7条の1 c) 緊急時計画は、緊急の疾病発生に直面した農場における管理をカバーし、国家プログラム及び獣医サービスの勧告と適切に整合している。」 「第7.11.7条の16 災害（例えば、地震、火事、干ばつ、洪水、暴風雪、ハリケ</p>

	<p>ーン)の影響を最小限に抑え、緩和するための計画が整備される。そのような計画には、避難手順、高台の確認、緊急用の飼料及び水の備蓄、必要に応じた淘汰及び人道的殺処分が含まれる。</p> <p>干ばつのときには、動物管理の決定は可能な限り早期に行われ、これらには牛の頭数削減に関する検討を含む。</p> <p>病気又は損傷を受けた牛に対する人道的殺処分の手順は、当該災害管理計画の一部を成す。」</p> <p>と記載されています。このため、緊急時計画等については、各農場において記述すべき事項の検討が必要であり、御意見のように具体例を網羅的に全て示すことは困難であると考えられますが、既に、「各農場においては、主なサービス事業者の連絡先情報の把握、飼料及び燃料の備蓄や取水方法等の検討、搾乳、除糞等の設備のための自家発電機や代替システムの整備等の対策をとる必要がある。」と主な事項を記載していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>【実施が推奨される事項】のうち、「これについて習熟する」との記述について、「それは文書化され、すべての関係者に伝達されるものとする」を追記すべきである。</p>	<p>乳用牛のOIEコードには、 「第7.11.6条の7</p> <p>緊急時の予防的措置は、結果に基づくものではなく、原因に基づくものとする。緊急時計画は、避難計画を含み、文書化され、すべての関係者に伝達される。警報及び予備用システムは、定期的に点検される。」</p> <p>と記載されています。このため、ご意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「(略)災害の結果に対する対処ではなく、あらかじめ想定される事項に備える予防的措置として、避難計画を含む文書化された緊急時計画又は危機管理マニュアル等を整備し、これについて習熟するとともに、全ての関係者と共有する。」に改めました。</p>

<p>【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って「熱ストレス、干ばつ、吹雪、家事や洪水といった自然災害や極端な気候条件などの影響を最小限に軽減する計画が整っているものとする」を追記すべきである。</p>	<p>乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 16 　災害（例えば、地震、火事、干ばつ、洪水、暴風雪、ハリケーン）の影響を最小限に抑え、緩和するための計画が整備される。」 と記載されています。このため、ご意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「管理者及び飼養者は、電気、水及び飼料の供給システムの停止に対処し、災害（地震、火事、干ばつ、洪水、暴風雪、台風、高温ストレス等）による影響を可能な限り小さく抑え、これを緩和するため、災害の結果に対する対処ではなく、あらかじめ想定される事項に備える予防的措置として、避難計画を含む文書化された緊急時計画又は危機管理マニュアル等を整備し、これについて習熟とともに、全ての関係者と共有する。」に改めました。</p>
<p>【実施が推奨される事項】のうち、「警報や発電機などの予備システムは、定期的に点検する」との記述について、「週に 1 回の点検」など具体的な頻度を示すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「警報や発電機等の予備システムは、機器の製造メーカーの推奨する頻度を考慮し、定期的に点検する。」に改めました。</p>
<p>東日本大震災のときに餓死した牛の映像がいまだに目に焼き付いている。餌が提供されずに餓死することは、アニマルウェルフェア上、大きな問題であることから、適切な安楽殺も含めて対応にあたることを明記すべきである。</p>	<p>乳用牛の OIE コードには、 「第 7.11.7 条の 16 　災害（例えば、地震、火事、干ばつ、洪水、暴風雪、ハリケーン）の影響を最小限に抑え、緩和するための計画が整備される。そのような計画には、避難手順、高台の確認、緊急用の飼料及び水の備蓄、必要に応じた淘汰及び人道的殺処分が含まれる。」 「第 7.11.7 条の 17 　人道的殺処分の理由には、以下のものを含む。 　- 災害管理対応の一部として」</p>

	<p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】に、「飢餓を予防するために牛の頭数を削減する際には、移転、販売、と畜又は安楽死等の手段をとる。」との記述を追記しました。</p>
付録VI 乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針チェックリスト	
<p>一部1つのチェック項目に複数の質問が入っているため、「はい・いいえ」の2択では回答しづらい。具体的には、「1 管理方法 11 母子分離及び離乳」の「2 縮乳は、反芻機能の発達に応じて段階的に行い、縮乳後の育成牛は、同体格の牛で群飼していますか」と記載されているが、「縮乳は、反芻機能の発達に応じて段階的に行」っていても、「縮乳後の育成牛は、同体格の牛で群飼」していない場合には「いいえ」と回答すべきなのか。あまりチェック項目数が増えてしまうと「簡便なチェック」にならないが、わかりづらいので改善すべきである。</p>	<p>チェックリストは、指針における各事項の進捗状況を農家自ら確認するツールであること等から、指針から削除することとした。</p>
<p>7 縮乳の⑤に、「縮乳システムから得られる情報を定期的に確認し、それらの情報に応じた適切な飼養管理を行っていますか。」との記載について、全ての縮乳システムから十分な情報を得ることができる訳ではないので、牛群検定を含めた縮乳システム等に変更すべきである。</p>	
<p>チェックの実施者や、タイミング、実施頻度、各間に1頭でも対象牛が確認された場合に、はいにチェックをするのか等、チェックリストの活用方法について具体的に示すべきである。</p>	